

市長と話そう！  
地域別 **タウンミーティング**



「三津浜地区の活性化」と「安全・安心なまちづくり」をテーマに8月22日、地域別タウンミーティングを地域交流センターで開催しました。

**三津浜地区タウンミーティングを開催**

全安心に関する意見や要望があまりありません。野志市長は、市のこれまでの取り組み状況などを説明するとともに、「三津浜地区がすばらしいという気持ちを住民の皆さんと市が共有しながら、まちづくりを進めていきたい」と話しました。

**意見・要望**

- ・暗くて人通りの少ない道が多いので、街灯などを設置してほしい
- ・三津浜商店街で夜市をすれば、地区の活性化につながるのではないかと

**感想**

- ・住民の声をくみ取り、市政のPRもしてくれる有意義な時間だった
- ・三津浜地区の知らなかつ

☎948-6333・FAX934-2336  
☎948-6333・FAX934-2336  
☎948-6333・FAX934-2336

みなさんの「三津浜愛」を感じた

藤田 百香さん (三津浜中3年)

三津浜をより良くしようとする、みんなの三津浜への愛を感じました。広報タイムで聞いた家具固定は家庭で実践し、食品ロスの削減は学校で広めていきたいです。

**松山市プレミアム付商品券 (笑顔広がるまつやま商品券)**  
9月24日(火)から販売開始

本市から購入引換券が届いた人は、販売店舗で商品券を購入できます。購入希望者は、購入引換券(9月10日(火)から、簡易書留で順次発送)・購入窓口来訪者の本人確認書類(免許証・パスポートなど)・購入代金が必要です。販売店舗は、購入引換券の同封物や市ホームページで確認してください。

**対象** ①1月1日時点で本市に住民登録があり、平成31(令和元)年度の市民税非課税者(市民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者などを除く)  
②3歳未満児子育て世帯主(平成28年4月2日～令和元年9月30日までに生まれた子の属する世帯の世帯主)  
※①の対象者は、申請が必要です。申請後審査を行い、該当となった人にものみ購入引換券を送付します

**販売金額** 9月24日(火)～令和2年2月23日(日)の間で、商品券5,000円分(1セット)を4,000円で購入可能。(購入引換券1枚につき25,000円分(5セット)まで購入可能)

**利用方法** 10月1日(火)～令和2年2月29日(土)の間で、取扱店舗に加盟した店舗でのみ使用可能。取扱店舗は、店舗にステッカーを貼るほか、市ホームページやパンフレットでも確認できます



☎市プレミアム付商品券事務局 ☎909-3855・FAX909-8633

11月26日(火) 市長と話そう！  
恒生地区 **タウンミーティング参加者募集**

**日時** 11月26日(火)19時～20時30分  
**会場** 恒生公民館(西恒生町)3階 大会議室  
**テーマ** 恒生地区のまちづくりについて  
**定員** 45人程度  
**対象** 恒生地区に在住または通勤・通学している人  
**申し込み** 9月27日(金)(消印有効)までに、直接または郵送、ファクス、eメールで参加申込書(タウンミーティング課〈市役所本館9階〉、恒生支所、市ホームページにあり)に住所、氏名、電話番号、年齢、性別、勤務先(学校名)、テーマについての意見などを書いて、〒790-8571タウンミーティング課 town-m@city.matsuyama.ehime.jpへ  
※託児が必要な場合は、申込書にご記入ください



☎タウンミーティング課 ☎948-6333・FAX934-2336

**高齢者いきいきチャレンジ対象事業**  
**独居になっても「このまちで、いつまでも」**

地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅での医療と介護を考えるシンポジウムを開催します。

**日時** 10月6日(日)13～15時  
**会場** 市総合福祉センター(若草町)1階大会議室  
**内容** 第1部＝講演「松山市の独居高齢者への支援および相談窓口について」▶第2部＝シンポジウム「独居高齢者の在宅療養を支える医療・介護関係者の連携について」  
**対象** 市民、医療・介護関係者など  
**定員** 200人(先着順)  
**料金** 無料



☎介護保険課 ☎948-6840・FAX934-0815

**高齢者いきいきチャレンジ事業とは**  
市や市社会福祉協議会などが主催する特定の事業に参加した場合に、ポイントがたまる高齢者いきいきチャレンジ事業を実施しています。

☎高齢福祉課 ☎948-6408・FAX934-1763

**10月から年金生活者支援給付金制度がスタートします!**

年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている人などに、年金に上乗せして支給される「年金生活者支援給付金」制度が10月からスタートします。

**内容** 日本年金機構が9月から、対象者に年金生活者支援給付金請求書(はがき形式)の入った封書を送付します  
**申し込み** 必要事項を記入し、62円切手(10月以降は63円切手)を貼って、日本年金機構へ送付してください  
**問い合わせ先** 給付金専用ダイヤル☎0570-05-4092(050から始まる電話で掛ける場合は<東京>03-5539-2216)  
※自分の基礎年金番号がわかるものを用意  
**受付時間** 月曜日＝8時30分～19時、火～金曜日＝8時30分～17時15分、第2土曜日＝9時30分～16時  
※「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。市役所や年金事務所が、年金生活者支援給付金の申請手続きに関して口座番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めることはありません。不審な電話などがあった場合は、迷わず、市消費生活センター☎948-6382や最寄りの警察署に連絡してください



**よくある質問**  
Q：自分是对象者なのか。  
A：この給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の人を支援する制度です。9月には、日本年金機構から請求書が、該当者に届きますので、そちらで確認をお願いします

☎国保・年金課(市役所別館3階) ☎948-6387・FAX934-2631